鹿児島県公報

平成29年9月15日(金)第3349号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- ○救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い)2 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い)2
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- ○シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (雇用労政課取扱い) 3
- ○基本測量の実施 (監理課取扱い)3
- ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
- ○道路の区域の変更 (道路維持課取扱い)3
- ○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- ○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い)4
- ○都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- ○道路の位置指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い)5

公 告

○平成29年度准看護師試験公告

(保健医療福祉課取扱い) 5

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 6

告示

鹿児島県告示第951号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊佐市大口木ノ氏字高熊1281番1,1281番16
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第952号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の診療 所を救急診療所として認定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所 在 地
出水総合医療センター高尾野診療所	出水市高尾野町大久保3816-28

2 認定の有効期限

平成32年9月30日

鹿児島県告示第953号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により,指定居宅サービス事業者から次 のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	指定居宅サービス事業者			威 1. 左 1	.H 18 7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
@ (あっと) 訪	薩摩川内市中郷	株式会社香里	出水市武本	山床 涼子	平成29年	居宅療養
問看護ステーシ	町4620-1 バー		13683番地 3		9月30日	管理指導
ョン薩摩川内	ディー102号					

鹿児島県告示第954号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業 者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

	事業	業 所	指定介護予防サービス事業者			虚 1 左 1	11. 12 -
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
Ī	@ (あっと) 訪	薩摩川内市中郷	株式会社香里	出水市武本	山床 涼子	平成29年	介護予防
	問看護ステーシ	町4620-1バー		13683番地 3		9月30日	居宅療養
	ョン薩摩川内	ディー102号					管理指導

鹿児島県告示第955号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 二戶園訓

				ルロノロロリノトハト	<u>テ</u> 一ル	~ E⊠ 10/1
事業	業 所		申 請 者	** +	T 18 -	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
リハプライド霧	霧島市国分姫城	リハコンテンツ	千葉県船橋市習	山下 哲司	平成29年	介護予防

鹿児島県公報

島国分	3080 — 1	株式会社	志野台二丁目6	9月1日	通所介護
			番 5 号		

鹿児島県告示第956号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定をした業種及び職種

業種(日本標準産業分類 中分類)	職種(厚生労働省編 職業分類 中分類)
01農業	46農業の職業
09食料品製造業	54製品製造・加工処理の職業
10飲料・たばこ・飼料製造業	54製品製造・加工処理の職業
56各種商品小売業	27生産関連事務の職業
	32商品販売の職業
	54製品製造・加工処理の職業
60その他の小売業	27生産関連事務の職業
	32商品販売の職業
	54製品製造・加工処理の職業
83医療業	36介護サービスの職業
	39飲食物調理の職業
	66自動車運転の職業
85社会保険・社会福祉・介護事業	36介護サービスの職業
	39飲食物調理の職業
	66自動車運転の職業

- 2 指定に係る市町村の区域 鹿児島県内全市町村
- 3 指定年月日 平成29年9月1日

鹿児島県告示第957号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量 (火山基本図「霧島山」作成)
- 2 作業の期間 平成29年9月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の地域 霧島市及び湧水町

鹿児島県告示第958号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 伊佐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量(数値図化)
- 2 作業の期間 平成29年8月2日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の地域 伊佐市

鹿児島県告示第959号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成29年9月15日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事	三反園訓
思见自思知事	一

道路			変更	敷地の幅員	敷地の延長
の	路線名	変更の区間	前後	(メートル)	が地の延及 (メートル)
種類			の別	() = () ()	(メニトル)
国道	269号	指宿市山川成川字塩干形	前	13.0~16.0	18. 0
		7437番1地先内	後	13.0~35.0	18. 0

鹿児島県告示第960号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年9月15日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

	3 Kn ++	
	3. +H 45 .	→ I\(\sigma\) \(\overline{\overlin
鹿児島児	レントユー	三反園訓

道路					供用開始
の	路	線	名	供用開始の区間	- 11
種類					の期日
国道	269号			指宿市山川成川字塩干形7437番1地先内	平成29年
					9月15日

鹿児島県告示第961号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2 項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 鹿児島都市計画道路
- (2) 名称 3 · 2 · 7 号西駅本通線
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県十木部都市計画課

鹿児島県告示第962号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規 定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2 項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画通路
 - (2) 名称 4号鹿児島中央駅東口連絡通路
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

姶良·伊佐地域振興局告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

姶良•伊佐地域振興局長 下村一彦

事	業 所		申 請 者		* 少 欠 口	障害福祉
<i>t</i> 7 € <i>t</i> -	=C + 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	目	の種類
就労継続支援B	霧島市国分上小	企業組合労協セ	東京都豊島区東	田嶋 羊子	平成29年	就労継続
型事業所ほのぼ	川657番地4	ンター事業団	池袋1-44-3		8月1日	支援B型
Ø			池袋ISPタマ			
			ビル			
アンジュースマ	霧島市隼人町住	株式会社インビ	鹿児島市西田二	近藤 浩充	平成29年	共同生活
イル霧島	吉124	クト	丁目27番16号		9月1日	援助

姶良・伊佐地域振興局告示第25号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の 位置を指定した。

平成29年9月15日

姶良·伊佐地域振興局長 下村一彦

		MA DE		1 14 /2
	申請者の住所及び	指定	道	各
指定の年	名称並びに代表者	/ <u>-</u>	延長	幅 員
月日	の氏名	位置	(メートル)	(メートル)
平成29年	姶良市東餅田2602	姶良市東餅田字中野崎	8.57	4.20~5.00
8月31日	番地	2607番2及び2608番4並		
	社会福祉法人建昌	びに字中野崎, 野崎尻,		
	福祉会	鶴田,下塩入4639番の一		
	理事長	部		
	伊藤安男			
平成29年	姶良市宮島町63番	姶良市東餅田字下牟田	78.95	6.00
9月1日	地 1	1517番4及び1517番4地		
	山姶ハウジング株	先水路の一部		
	式会社			
	代表取締役			
	池田清			

大島支庁告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年9月15日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所			申 請 者			** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
h st	_	= + 14	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 移	h	所 在 地	名 称	所在地	名	田	の種類
奄美佳南園	(ユ	奄美市名瀬平田	社会福祉法人聖	静岡県浜松市中	山本 敏博	平成29年	短期入所
ニット型)		町7番15号	隷福祉事業団	区住吉二丁目12		9月1日	
				番12号			

公

平成29年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成29年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成29年9月15日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の日時

平成30年2月16日(金)午後1時30分から午後4時まで

- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
 - ア 鹿児島県庁 (鹿児島市鴨池新町10番1号)
 - イ ホテルウェルビューかごしま (鹿児島市与次郎二丁目4番25号)
 - ウ 鹿児島県看護研修会館 (鹿児島市鴨池新町21番5号)
 - (2) 大島会場

鹿児島県大島支庁(奄美市名瀬永田町17番3号)

3 受験願書等の受付期間

平成30年1月4日(木)から同月12日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成30年1月12日の消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2736

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,平成29年6月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

平成29年9月15日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

	自任安貝云安貝以 姚	Д / / КВ
左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦		27, 597
課徴収並びに分担金,使用料及び手数料の徴収に関		
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に		
要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に		
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者		
の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求		272, 478
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区	150, 278
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区	32, 746
する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超	枕崎市区	6, 222
え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に	阿久根市・出水郡区	9,072
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	出水市区	14, 857

得た数とる	を合算して得た数,	その総数が80万を超え
る場合にな	あってはその80万を	超える数に8分の1を
乗じて得力	と数と40万に6分の	1を乗じて得た数と40
万に3分の	り1を乗じて得た数	(とを合算して得た数)

指宿市区	11, 798
西之表市・熊毛郡区	11, 912
薩摩川内市区	26, 516
日置市区	13, 758
曽於市区	10, 710
霧島市・姶良郡区	37, 220
いちき串木野市区	8, 083
南さつま市区	9, 978
志布志市・曽於郡区	12, 714
奄美市区	13, 704
南九州市区	10, 321
伊佐市区	7, 699
姶良市区	21, 100
薩摩郡区	6, 232
肝属郡区	10, 947
大島郡区	17, 134
	272, 478

地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求 の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超 える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と を合算して得た数

地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理委員,監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第 1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の 請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万 を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分 の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数